

第25条 当社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

(一部の出庫の拒絶)

第26条 当社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

(出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止)

第27条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

2 当社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

#### 第6章 引取のない受寄物の処置

(引取の請求)

第28条 当社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取を請求することができる。

2 前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

(供託)

第29条 寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき又は当社の過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないときは、当社は、その受寄物を供託することができる。

2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。

ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

(競売)

第30条 当社は、前条第1項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。

ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

(任意売却)